

県政調査報告書

平成26年10月8日

県議会議長 向 笠 茂 幸 殿

会派名 民主党・かながわクラブ

団長名 齋 藤 健 夫



(署名又は記名押印)

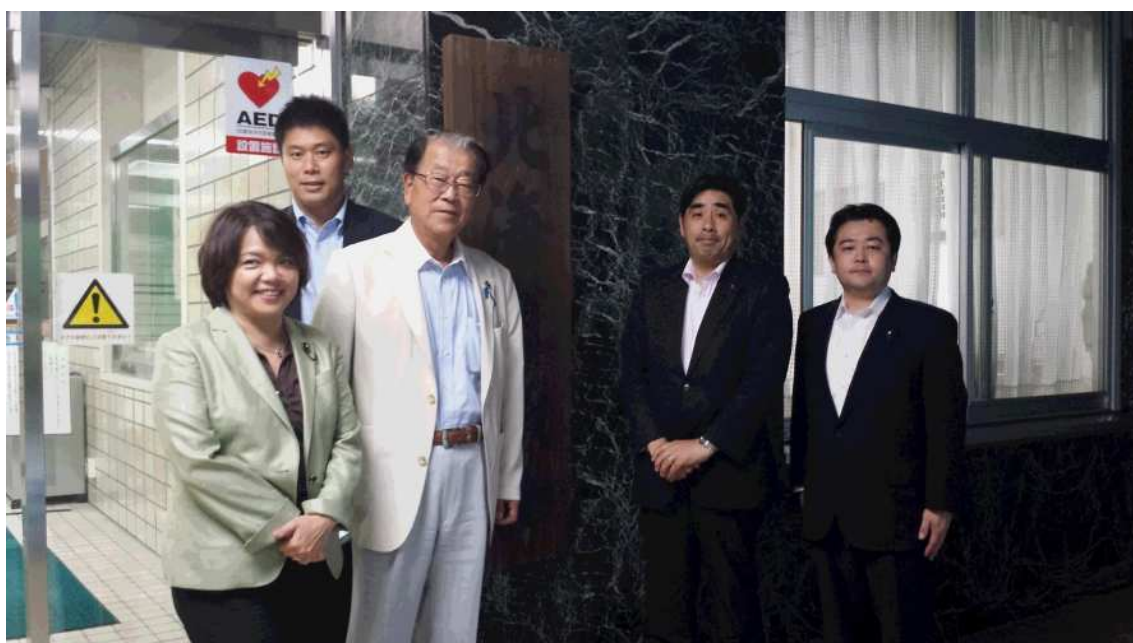
県政調査を次のとおり実施しましたので、報告いたします。

1 調査議員	(調査団長) 平 本 さとし (団 員) 作 山 友 祐 市 川 よし子 青 山 圭 一 榮 居 学
2 調査目的	地域の「食」と「観光」のブランド化、ICTの活用による医療システム等について先進的な取組を行っている事例を調査するとともに、行財政改革への取組や政令指定都市との二重行政への対応について調査することにより、本県における今後の施策の推進に資する。
3 調査期間	平成26年7月9日～11日
4 調査地	北海道
5 調査内容	・調査内容は、別添のとおり ・経費は 合計 762,058円であった。



# 民主党・かながわクラブ神奈川県議会議員団

## 県政調査報告書



(左から、市川よし子議員、栄居学議員、平本さとし議員(団長)、青山圭一議員、作山友祐議員)

平成26年7月9日(水)～平成26年7月11日(金)

## 1 くしろ地域ブランド事業

視察日：2014年7月9日（水）15:00～16:30

視察先：釧路総合振興局（釧路市浦見 2-2-54）

目的：

釧路総合振興局では、管内市町村と連携し、「くしろ地域ブランド」の全国・海外へのPRや販路展開を推進するとともに、ITを活用した「食」と「観光」のブランドプロジェクトにも取り組んでいる。

本県においても、「かながわブランド」や「水のさとかながわ」などの地域資源のブランド化を推進しており、道における取組を視察・調査することにより本県のブランド施策の参考とする。

### <事業の概要>

くしろ地域ブランド事業は、くしろ地域の誇る自然環境を「価値の源泉」と捉え、これらの自然環境を地域住民に認識してもらうこと、そしてそういった資源から生まれた「くしろ地域ブランド」を活用して、観光や商業、ひいては地域活性へとつなげてゆくといった取組みである。

くしろ地域は、森や湖が蓄えた豊富な水が伏流水となって酪農地帯や湿原群を潤しており多くの貴重な動植物を育てている。また太平洋沿岸は屈指の漁場ともなっている。そして併せて、北海道横断自動車道の釧路延伸が間近に迫っており、こうした自然を資源とすることや、基盤整備を背景にして、北海道振興局やくしろ地域の8市町村、生産者、金融機関、大学等が連携をし「官民一体型くしろ地域ブランドづくり組織」を形成している。そういった中で、人材育成、ブランドコンセプトづくり、情報発信、基盤整備等一元的に協議が実施されている。



< 考察 >

本県でも、県西部の活性事業が進展中であるが、医療関係の特区制度の活用や地域の観光資源、また場合によっては新たな観光の核づくり事業などとの連携が今後想定される。これまで別々の場で議論されてきた取組を商業的に捉えた地域振興策へと昇華させてゆくことがこれからの課題であり、そのためには基盤整備も含めたまちづくりと、県はもとより基礎自治体を含めた行政の支援の在り方が重要である。

とりわけ、くしろ地域では、北海道横断自動車道の延伸の機会を捉えてブランド事業が動き出したが、その際情報発信や商業的なターゲットを道央に住む方々という設定がされたとのことである。本県としても今後振興策自体を洗練させなければならぬが、その先にある商業や観光施策についても一定の対象者を定めていく必要があるのではないかと思われる。



## 2 図書館の民間ビルへの移転計画について

視察日：2014年7月10日（木）9:30～10:30

視察先：釧路市立図書館（北海道釧路市幣舞町4-6）

目的：

釧路市立図書館は、指定管理者制度による運営をしていたが、施設が老朽化などのため耐震補強又は建替が必要となっていた。昨年度改築か移転かを検討した結果、新築計画のある民間ビル内に移転する方針を決定した。建物、運営の双方で民間を活用する公立図書館は全国でも珍しいとされている。

本県でも、県立施設の移転計画で民間ビルへの入居が検討されている。釧路市立図書館の事例について、経緯や条件面での調整状況などを調査することにより、本県での取組の参考とする。

#### < 釧路市立図書館の概要 >

市立釧路図書館の歴史は古く、1912年（明治45年）東宮（後の大正天皇）行啓の御宿舎として建設した公会堂の一部を活用し開設した「釧路教育会附属図書館」を引き継ぎ、1925年（大正14年）に創設された（蔵書数1,935冊）。

1951年（昭和26年）釧路市幣舞町に独立した図書館を建立、その後1972年（昭和47年）現在の市立釧路図書館新館が竣工。鉄筋コンクリート4階地下1階。延べ床面積3,028,369㎡。蔵書数42,578冊。現在は、本館の他、阿寒町公民館図書館、音別町ふれあい図書館、3つのコア図書館という分館・分室がある。

2008年（平成20年）4月より、指定管理者制度を導入している。

#### < 移転の経緯・計画の内容 >

市立釧路図書館は老朽化が進み、平成23年に行った耐震診断で「早急に補強が必要」と判断され、改築か移転か財源も含め検討がなされてきた。

釧路市は市債残高約1,300億円と財政事情が厳しく、最終的に建て替えは厳しいとの判断にいたった。

その後の議論の結果、中心市街地の北大通り地区に建設される北海道銀行が入所予定の（仮称）新釧路道銀ビルへの移転の方針を決定した。当該ビルは、駅から1km以内という好立地に位置し、このビルへの移転になれば、中心市街地活性化事業として国土交通省の補助対象（半額補助）となる見込みである。この移転が実現すると、延べ床面積も現在の約3,000平方メートルから約5,500平方メートルに拡充する。

また、仮に建て替えとなれば15年償還の地方債を起債しなければならないが、この賃貸計画になると期間は30年となり、財政的支出が平準化されるというメリットも見込まれる。更に、財政面以外のメリットとしては、図書館設立時から中心市街地が駅周辺へと移り変わったため、駅前に移転することでバスや自転車利用者にとっては利便性が格段に高まることなどがあげられる。

賃料など具体的交渉は今後になるが、内容の更なる検討に向け、市民から委員を募る検討会なども含め広く議論を深める方針である。

#### < 考察 >

行政施設については、財政難の中、老朽化した施設整備に発生する莫大な支出はどこの自治体でも頭を悩ませる課題であり、従来の発想から離れた様々な手法の検討が行われている。そのような中、民間ビルに賃貸で図書館の移転を検討されている市立釧路図書館の



事例を調査した。

釧路市の場合は、国交省の中心市街地活性化の補助の対象となることが第一のメリットであるが、そのほかにも中心市街地が年を経て移ってしまった場合などこうした手法が有効であると考ええる。

また、本館ではなくコア図書館という出先図書館の整備などにもこの手法は有効ではないかとも考える。

今後、本県でも県立図書館の再整備が行われるが、今回の事例なども参考に政策提言に生かしていくものである。



### 3 道と札幌市との二重行政について

視察日：2014年7月10日（木） 14:30～15:15

訪問先：北海道庁（札幌市中央区北2条西6丁目）

目的：

北海道においては、「道と札幌市との行政推進に関する連絡会議」を設置し、定期的に意見交換を行い、道と市の役割分担や連携協力のあり方や、いわゆる二重行政に関する検討項目等に関する協議を実施している。本県でも、政令指定都市との連携・協力のあり方について課題を抱えており、本県の取り組みの参考とする。

#### <北海道庁と札幌市の連携>

平成25年1月22日、北海道・札幌市行政懇談会において、二重行政に関する意見交換を行い道と市で連携し、改善の提案をしていくことで合意した。

二重行政の問題が発生しやすい業務形態として、地域振興施策 中小企業対策 雇用対策 観光振興施策 産業施策 企業誘致施策 都市計画施策の七つの施策について検証を行った。その結果、緊急かつ重大な問題は生じていないが、道と市が連携を図りながら、更なる相乗効果を生み出すという観点から、検討を要する「9つの課題」を確認した。その内容として、連携協力の強化に向けた各種会議の見直し 教育・農業関連の2施策 6施設における重複事務の見直しを行い中間報告書をまとめた。

現在、道と札幌市との行政推進に関する「新たな協議の場」を設置して、中間報告以降、道民や市民の目線にたった課題の洗い出しを行うという観点から、追加調査として実施した「関係団体聞き取り調査」や「利用者アンケート調査」などを活用し、中間報告で道と市の役割分担などのあり方を検証し必要な改善を行っている。

#### < 考察 >

全国知事会では、現行の道府県と政令指定都市の関係における二重行政の課題認識について、政令指定都市がある15道府県の認識としては、道府県と政令指定都市の役割は法令で明確に区分されており、厳密な意味での二重行政はなく、二重行政（サービス）と指摘される例の多くは、それぞれ役割分担し相互に補完し合いながらサービスの充実を図っているものであり、両者間で事務を調整する場が設けられ、役割の明確化や適正化が進められているという意見と、企業誘致や公営住宅の管理、制度融資など事務配分が法律上特に定まっていないものがあり、円滑な事務の調整に課題が生じているという意見に二分している旨を取りまとめた。

本県では横浜市、川崎市、相模原市の政令市三市を含む自治体として県と指定都市のあり方についての取り組みが求められている。この度の調査を参考に本県と指定都市の役割分担並びに事務事業の効率化に向けた取り組みをさらに推進してまいりたい。



## 4 行財政改革の取組みについて

視察日：2014年7月10日（木） 15:15～16:00

訪問先：北海道庁（札幌市中央区北2条西6丁目）

目的：

厳しい財政状況を踏まえ、道税・地方交付税等の安定的な確保に向けた取組みや、効果的な行財政運営の推進等、歳入・歳出全般にわたる見直しを実施している。

本県でも、安定した行財政改革について同様の課題を抱えており、北海道の取組を調査することにより、本県での取組の参考とする。

### <現在の道財政と取組み状況>

北海道財政は、過去の大規模な景気対策時に発行した道債の償還費や老人医療費などの義務的経費が増加する一方、歳入面では地方交付税総額や道税収入の伸びが見込めないことなどから、構造的な歳入・歳出の乖離が生じている。

このような状況を受けて道は、平成18年2月に持続的な行財政構造の確立を目指し、平成26年度までを計画期間とする「新たな行財政改革の取組み」を策定し、取組をすすめてきた。

これまでの計画的な取組みの結果、収支不足額は平成18年度をピークに減少し、あわせて道債残高も減少してきた。しかし、今後、介護、措置、医療費の増高も見込まれ確固とした道の財政基盤を構築する必要がある。

そして今後について、平成28年度以降は、地方財政に多大な影響を及ぼす国の制度改革が予定されている。従って平成28年度以降の計画については国の動向を注視しつつ策定し、当面（平成26年度、27年度）の取組みについては行財政改革の具体的な内容を示すものとした。また、参考としてであるが、平成26年度から平成35年度までの10か年の道財政の中期展望を示している。

引き続き、道債償還費の縮減、新規発行道債の抑制を図るとともに、施策の見直しや徹底した歳出・歳入の見直しを行い、更なる行財政改革の取組みを推進していく。

### <考察>

本県における財政状況については、危機的状況を脱出したとは言え、未だ予断を許さない状況が続いている。今後、介護、措置、医療費の増加が見込まれており、不断の行財政改革の取組みが求められている。道においては、道財政の中期展望として、平成26年度から平成35年度までの10年間の財政見通しを示している。先にもふれたが、国の制度改革が予見されているので、一定の条件のもとであり、かつ、平成28年度以降の収支対策については次期行財政計画において対策を検討、とのことであるが、一定期間の中期見通しを示している点は評価に値する。道におけるこうした取組みや個別施策を十分検証し、



本県の行財政改革の参考としていきたい。

## 5 ICT街づくり推進事業について

視察日：2014年7月11日(金) 10:00～11:00

視察先：公益財団法人札幌国際プラザ

目的：

公益財団法人札幌国際プラザは、平成25年度に総務省の「ICT街づくり推進事業」を受託し、情報弱者に陥りやすい在日外国人や海外からの観光客等も利用できる、多言語に対応した医療システムや災害情報配信システムの構築に向けて、システムの仕様、推進体制に関する調査・検討を行っている。

本県でも、電子化全開宣言の実現に向けて、ICTを活用する事業に取り組んでおり、同法人の取組みを視察・調査することにより、本県のIT化施策の参考とする。

### <多言語に対応した医療システムに関する調査>

「多言語対応医療システム等の導入に向けた調査事業」は平成25年12月から同26年3月の実施期間で、札幌市、室蘭市で行われた。

調査・検討として、以下6点に及ぶ実証を行った。

市場ニーズ・利用対象者等の調査：医療関係・観光・救急・在住外国人等へのヒアリングアンケート調査

医療システムの検討：ニーズ調査を行い、理想とする医療システムの検討

収支計画の作成：システム導入にあたって

推進体制の検討：実施体制・運用方法、個人情報の扱い、広報宣伝方策

システムに関する検討：仕様・設計・セキュリティー・データ取扱い

国内外への展開への検討：他地域・多国籍での課題、解決方法



調査は、札幌市に在住する外国人 5,000 名、札幌市で開業している宿泊 30 施設、札幌市で開業している医療機関 1,181 施設を対象に実施した。

調査の結果、8 割以上の在住外国人が医療機関を受診した経験があり、半数以上が困った経験を持っており、言葉が通じないことがその一番であった。また、医療機関では多言語医療ツールを活用したい方が多く、問診やインフォームド・コンセントに対応が望まれることがわかった。

今後の展望は、多機能多言語医療システムの取組みの検討を行うとのことであった。具体には、電子健康手帳、電子母子健康手帳、IC カードの救急連携、医療通訳(TV 会議等を含めた)、救急問診(車内、病院)、災害情報等緊急を要する情報を多言語配信、電子カルテ、医療情報カード等、国際社会に対応できる医療システムの構築が望まれるとのことであった。

本県においても在住外国人、海外からの観光客が安全・安心に神奈川で過ごせるよう、医療体制の面からも早急に構築すべきである。